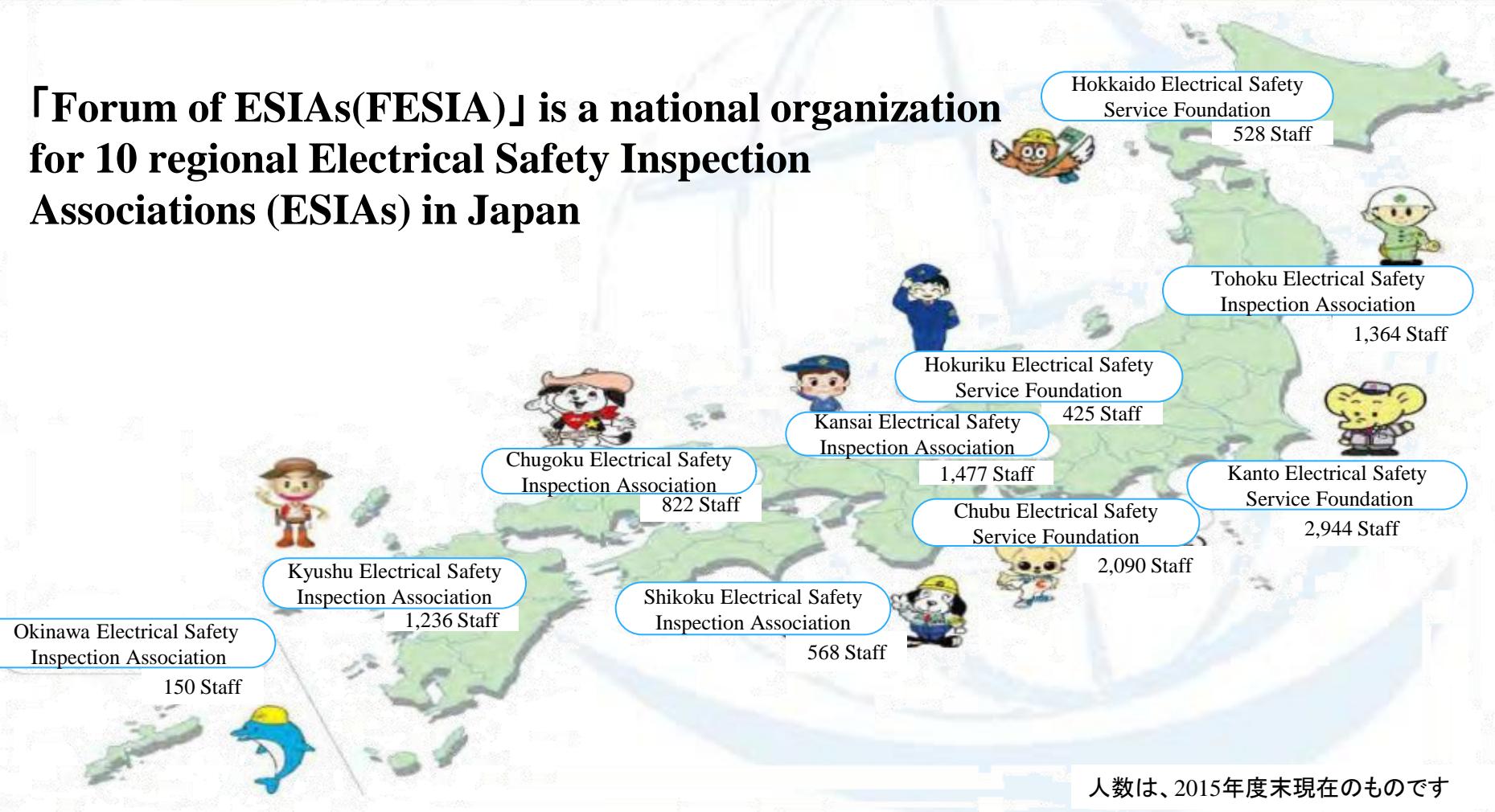


日本における電気製品の 偽造品の防止対策について

電気保安協会全国連絡会
松尾 清一

Locations of Electrical Safety Inspection Associations in Japan

「Forum of ESIAs(FESIA)」 is a national organization
 for 10 regional Electrical Safety Inspection
 Associations (ESIAs) in Japan



Primary services of Electrical Safety Inspection Associations (ESIAs) in Japan

(1) Survey/diagnosis service

Conduct periodic door-to-door surveys and diagnoses on electrical safety at general households, shops, etc. on behalf of electric power companies

(2) Safety management service

Conduct safety management for electrical equipment of buildings, factories, etc. on behalf of equipment owners/operators

(3) Public relations service

Public relations (communication) including educational and public awareness activities on electrical safety, energy-saving, etc.

電気製品の偽造品対策から見た日本の特徴

- 日本は島国である
関税での取締
- 電気保安に係る法規制
電気事業法、電気用品安全法、電気工事士法など
- 電気保安に係る法規制の適確な履行
経済産業省及び地方にある10の経済産業局・支部
保安監督部署による電気保安行政の履行

電気工作物の安全に係る法規制

1. 電気事業法

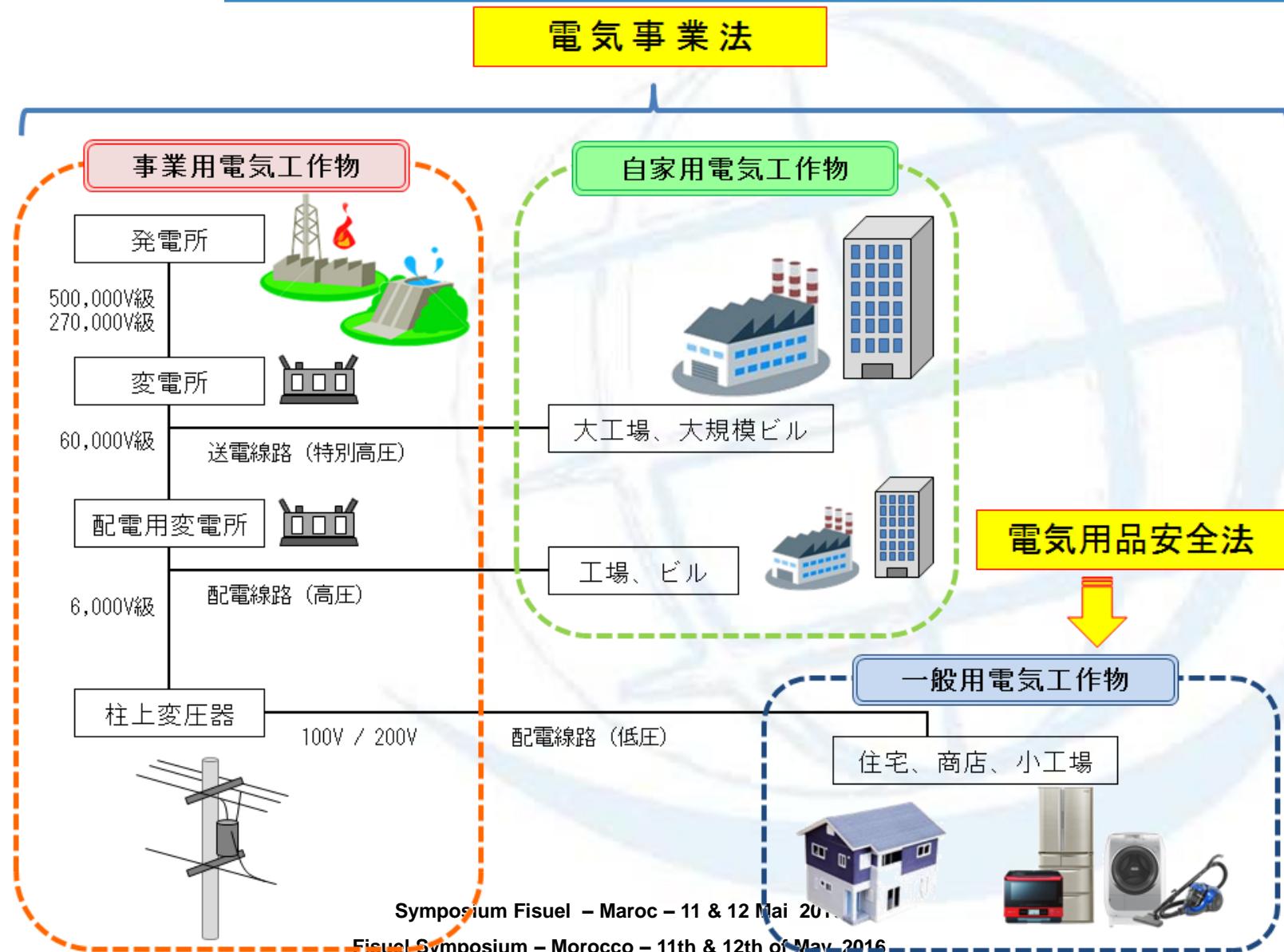
- (目的)電気使用者の利益を保護し、公共の安全を確保する
(規制)・電気工作物の技術基準を定め、適合させる。
 - ・自家用電気工作物等の工事、維持及び運用を規制する。
 - ・一般用電気工作物の技術基準への適合性を調査させる。

2. 電気用品安全法

- (目的)一般用電気工作物の、電気用品による危険と障害発生を防止する
(規制)電気用品の製造、販売等を規制

3. 電気工事士法

- (目的)電気工事(500kW未満)の欠陥による災害発生の防止を図る
(規制)電気工事の従事者の資格と義務を定める



電気用品安全法の概要

Symposium Fisuel – Maroc – 11 & 12 Mai 2016

Fisuel Symposium – Morocco – 11th & 12th of May, 2016

電気用品安全法とは

(Electrical Appliance and Material Safety Act)

- ・電気用品の製造、販売等を規制すること
- ・電気用品の安全性の確保について自主的な活動を促進すること



電気用品による危険（感電、火災等）と
障害（電波障害等）の防止

電気用品安全法で要求される手続き

● 電気用品の製造事業者／輸入事業者は、
以下の手続きが必要

1. 製造事業／輸入事業の開始届出
2. 技術基準適合義務
3. 適合性検査(特定電気用品のみ)
4. 自主検査
5. 表示義務( 又は )

● 電気用品対象品を販売する事業者は、5. の
「表示義務」内容を確認しないと販売不可

適合性検査

適合性検査は、

- ・当該製品が電気用品安全法の技術基準に適合していることを確認する検査
- ・当該製品を製造する工場が当該製品を基準通りに製造・検査できることを確認する工場検査

から成り立っている。

特定電気用品の製造や輸入を行う者は、製品が我が国で販売する時までに、電気用品安全法の登録検査機関による適合性検査を受け、当該製品が技術基準等に適合していることを証明しなければならない。

規制対象製品は？

電気用品安全法では、以下のように規定

1. 一般用電気工作物の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料
2. 携帯発電機
3. 蓄電池

具体的には、電気用品安全法施行令(政令)で定める457品目をポジティブリスト方式で指定している。

1.Specified Electrical Appliances and Materials(116 items)

Example:

- Cables , Cords
- Thermal fuse
- Wall sockets
- Battery chargers
- AC adapters
- Molded case circuit breakers
- Massage appliances
- Sauna heating appliances



2. Non-Specified Electrical Appliances and Materials(341 items)

Example:

- Electric irons
- Vacuum cleaners
- Washing machines
- Air conditioners
- Refrigerators
- Lighting products
- Microwave ovens
- Television receivers
- Lithium-ion rechargeable batteries



表示

製造事業者／輸入事業者は、PSEマークと事業者名
(特定電気用品の場合は検査機関の略称) を表示
することが必要。

● 特定電気用品



○○検査機関

○○○商事

● 特定電気用品以外の電気用品



○○○商事

経済産業省による市場品買上試験

電気製品事故の未然・再発防止を図るため、市販されている電気用品を買い上げ、電気用品安全法令に定める事項の遵守状況(技術基準の適合状況及び電安法施行規則に基づく表示の妥当性)を確認し、電気用品の安全性確認を行うこと等を目的として、毎年、試買テストを実施。

試買テストの対象品目：電気用品安全規制の対象となるすべてが対象（457品目）

※予算の制約もあることから3～5年間程度で規制対象品目全てを一巡するように、計画的に選定して実施。

平成26年度試買検査の内訳

分類	試買検査が実施された電気用品(抜粋)	品目数	機種数
①通常品目 (配線器材)	ランプレセプタクル、合成樹脂製電線管、電磁開閉器、ライティングダクト等	30品目	60機種
②通常品目 (配線器材以外)	電気温水器、電気ポンプ、電気冷水機、電気サンダー、インターホン等	39品目	100機種
③通常品目 (家庭用電気用品)	電気ストーブ、電気掃除機、電気乾燥機、その他の音響機器等	20品目	66機種
④特記品目 (家庭用電気用品)	直流電源装置、電気トースター、空気清浄機等	4品目	32機種
⑤省エネ機器	電気釜、電気冷蔵庫、テレビジョン受信機、電子レンジ等	7品目	35機種
⑥省エネ機器 (照明機器等)	エル・イー・ディー・ランプ、その他の放電器具	2品目	14機種
合 計		102品目	307機種

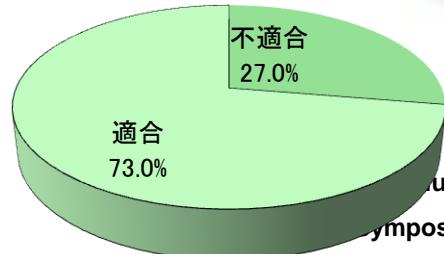
* 特記品目：事故情報等を勘案し、特に必要と認めて買い上げた品目

経済産業省による市場品買上試験

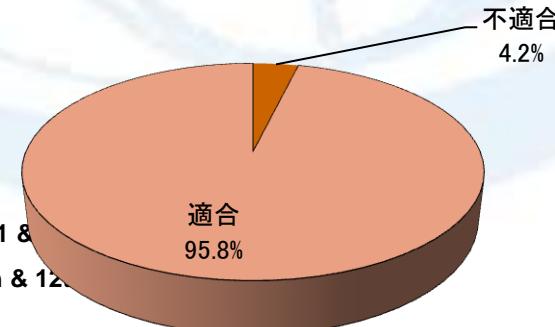
不適合項目の内訳 (2014年度)

選 定	品目数	機種数	技術基準解釈 (不適合)	PSE表示 (不適合)
①通常品目(配線器材)	30品目	60機種	3機種 (5.0%)	—
②通常品目(配線器材以外)	39品目	100機種	32機種 (32.0%)	5機種 (7.7%)
③通常品目(家庭用電気用品)	20品目	66機種	19機種 (28.8%)	4機種 (6.1%)
④特記品目(家庭用電気用品)	4品目	32機種	13機種 (40.6%)	4機種 (12.5%)
⑤省エネ	7品目	35機種	15機種 (42.9%)	—
⑥省エネ(照明機器等)	2品目	14機種	1機種 (7.1%)	—
計	102品目	307機種	83機種 (27.0%)	13機種 (4.2%)
平成25年度	97品目	334機種	95機種 (28.4%)	12機種 (3.6%)

技術基準



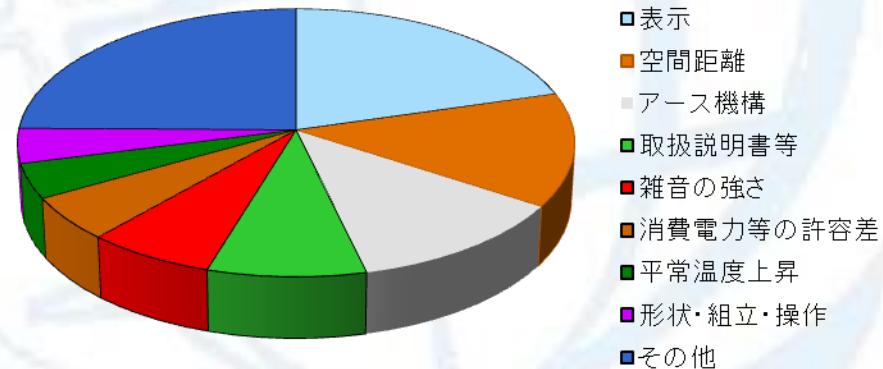
PSE表示



経済産業省による市場品買上試験

不適合項目の内訳－技術基準解釈(2014年度)

技術基準解釈 不適合項目	不適合数	割合
表示	39	20. 5%
空間距離	26	13. 7%
アース機構	23	12. 1%
取扱説明書等	16	8. 4%
雑音の強さ	13	6. 8%
消費電力等の許容差	10	5. 3%
平常温度上昇	8	4. 2%
形状・組立・操作	8	4. 2%
その他	47	24. 8%
合 計	190	100%



THANK YOU

MERCI



fisuel